

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年9月2日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500122号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500019号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年\*月から昭和51年3月まで  
② 昭和52年4月から同年6月まで

私は、結婚し、子供の誕生を機に国民年金に加入し、それまで納付していなかった20歳からの国民年金保険料を役所の人の勧めで分割して納付した。加入手続や保険料を納付したのは元妻であるが、A市役所B出張所で請求期間の保険料全てを納付したと聞いている。調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②については、3か月と短期間である上、オンライン記録において、請求期間②直前の昭和51年4月から昭和52年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、請求期間②の国民年金保険料を納付したとする請求者の元妻は、「昭和52年2月に、A市役所B出張所で夫の国民年金について相談し、A市に居住していた同年6月までの間に毎月、同出張所に出向いて夫の保険料を納付した。」と陳述しているところ、A市の国民年金担当者は、「当時、B出張所は存在し、国民年金の加入手続や現年度保険料の収納事務を行っていた。」と陳述していることから、請求期間②の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

さらに、前述の元妻が毎月納付していたとする国民年金保険料額は、請求期間②を含む昭和51年4月から昭和52年6月までの保険料を3か月ずつ納付した場合の保険料額と概ね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、オンライン記録によると、請求期間①直後の昭和51年4月から昭和52年3月までの期間は、国民年金保険料が納付済みである。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月ないし同年11月頃にC市で払い出されており、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、当該払出時点では、請求期間①の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの

調査結果において、請求者に前述の国民年金手帳記号番号が払い出される以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は存しない。

さらに、請求期間①の国民年金保険料を納付したとする請求者の元妻は、「昭和 52 年 2 月から数か月かけて A 市役所 B 出張所で納付した。金融機関で納付したことはない。」と陳述しているが、A 市の国民年金担当者は、「当時、B 出張所では、過年度分の国民年金保険料は国庫金扱いとなるので、収納事務は行っていなかった。」と陳述している。

加えて、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間①について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、口頭意見陳述においても、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は確認できない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500140号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500030号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を29万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、支給月日は不明であるが、平成15年にA社から29万9,500円の賞与を支給され、29万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者が所持する平成15年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の額と、上記の賞与明細書に記載された累計社会保険料の額が一致していることから、当該賞与は平成15年1月から同年12月までの期間に支給された給与及び賞与のうち、最後に支給されたものであることが推認できる。

さらに、本請求と同様に、A社における平成15年12月の標準賞与額に係る年金記録訂正請求を行っている者二人において、所持する預金通帳の入金日により、同年12月25日に賞与を支給されていたことが確認できることから、請求期間に係る標準賞与額の支給日については、同日であると認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500139号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500031号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を16万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が所持する賞与振込口座の預金通帳により、請求者は、平成15年12月25日にA社から14万2,709円が入金されていることが確認できるところ、ほかに毎月10日に同社から給与が入金されていることが確認できることから、同年12月25日の入金は賞与であることが推認できる。

また、上記入金額から試算したところ、請求者は、請求期間において16万9,000円の賞与を支給され、16万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万1,475円)を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500138号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500032号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が所持する賞与振込口座の預金通帳により、請求者は、平成15年12月25日にA社から12万9,455円が入金されていることが確認できること、ほかに毎月10日に同社から給与が入金されていることが確認できることから、同年12月25日の入金賞与であることが推認できる。

また、上記入金額から試算したところ、請求者は、請求期間において16万円の賞与を支給され、16万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万864円)を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500146号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500033号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を15万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、支給月日は不明であるが、平成15年にA社から15万4,500円の賞与を支給され、15万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、本請求と同様に、A社における平成15年12月の標準賞与額に係る年金記録訂正請求を行っている者二人において、所持する預金通帳の入金日により、同年12月25日に賞与を支給されていたことが確認できることから、請求期間に係る標準賞与額の支給日については、同日であると認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。